

株式取扱規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及びその手数料については、定款第12条に基づきこの規則に定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 2 当社及び当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取り扱い及び手数料、権利行使に際しての手続等は、この規則の定めるもののほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第2条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

- 2 この規則による手続き及び当社が株主名簿管理人に事務を委託した事項についての請求又は届出等の手続きは、株主名簿管理人に対して行うものとする。

(請求又は届出)

- 第3条 この規則による請求又は届出は、当社の定める書式によるものとする。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第23条第1項に定める場合は、この限りでない。
- 2 前項の請求又は届出について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出しなければならない。
- 3 当社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができるものとする。
- 4 当社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がなければ第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

- 第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- 2 当社は、株主名簿に記載又は記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
 - 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

- 第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

- 第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の住所、氏名又は名称の届出)

- 第7条 株主等は、住所、氏名又は名称を当会社に届け出なければならない。
- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の届出)

- 第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受けるべき場所を定めて、これを届け出なければならない。
- 2 常任代理人には、前条第1項の株主等を含むものとする。
 - 3 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者)

- 第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。
- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して届け出るものとする。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

- 2 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権の行使方法)

第14条 社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第154条第3項に定める通知をいう。)に係る受付票を添付して行うものとする。

- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

第5章 手数料

(手数料)

第15条 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第6章 附 則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、取締役会の決議による。

(定款変更に伴う第1条の条数の変更)

第17条 株主総会決議に基づき、当会社の定款第12条(株式取扱規則)の条数が変更されたときは、第1条に定める「定款第12条」は変更後の条数を定めたものとみなす。

(株券喪失登録者による株券喪失登録の抹消の申請)

第18条 株券喪失登録者が株券喪失登録を抹消するときは、所定の申請書を提出するものとする。

(株券所持者による抹消の申請)

第19条 株券喪失登録がなされた株券(以下、「当該株券」という)を所持する者が当該株券喪失登録の抹消を申請するときは、所定の申請書に当該株券及び本人確認書類を添えて提出するものとする。

(諸届の準用)

第20条 株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記載又は記録を変更するときは、第7条から第12条の規定を準用し、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に届け出るものとする。

(経過措置)

第21条 第18条から本条の規定は平成22年1月6日をもってこれを削除する。

(実施期日及び改訂)

第22条 この規則は、平成16年 6月25日から実施する。
平成17年 1月 1日 一部改訂
平成17年 6月15日 全部改訂
平成17年10月 1日 一部改訂
平成18年 2月21日 全部改訂
平成18年 5月 1日 一部改訂
平成18年 6月29日 一部改訂
平成19年10月 1日 一部改訂
平成21年 1月 5日 全部改訂